

審議案件一覧表

No.	議案 番号	件名	担当所属
1	議案 33	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企 画 総 務 部 総 務 課
2	議案 34	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について	企 画 総 務 部 総 務 課
3	議案 35	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企 画 総 務 部 税 務 課
4	議案 36	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 福 祉 部 子 ど も 支 援 課
5	議案 37	鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 経 済 部 農 林 水 産 課
6	議案 38	鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建 設 経 済 部 商 工 観 光 課
7	議案 39	南房総広域水道企業団の解散に関する協議について	水 道 課
8	議案 40	南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について	水 道 課
9	議案 41	南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について	水 道 課
10	議案 42	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企 画 総 務 部 財 政 課
11	報告 5	令和6年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企 画 総 務 部 財 政 課
12	報告 6	令和6年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	企 画 総 務 部 財 政 課
13	報告 7	令和6年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水 道 課
14	報告 8	令和6年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について	国 保 病 院
15	報告 9	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	清 掃 セ ン タ ー

議案第 33 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例
鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。
別表 1 市長の附属機関の表鴨川市人・農地プラン検討会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 人・農地プラン検討会の委員の項を削る。

議案第 34 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について
鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特別職の職員で常勤のもの（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与条例」という。）

第 1 条に規定する特別職の職員で常勤のものをいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例の特例を定めるものとする。

(特別職給与条例の特例)

第 2 条 特別職の職員で常勤のものに対する給料月額（特別職給与条例第 3 条に規定する給料月額をいう。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100 分の 20
- (2) 副市長 100 分の 10
- (3) 教育長 100 分の 10

2 特別職の職員で常勤のものに係る特別職給与条例第 5 条第 3 項の規定の適用については、同項中「受けるべき給料」とあるのは、「受けるべき給料（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例（令和 7 年鴨川市条例第 号）第 2 条第 1 項の規定により減ぜられた後の給料をいう。）」とする。

(端数計算)

第 3 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

議案第 35 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について
鴨川市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号を次のように改める。

（2） 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (3) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定

は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の鴨川市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鴨川市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 鴨川市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16

条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。) の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 36 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第 6 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認め

るときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

（鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鴨川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第 1 条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例
第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（6） 屋外交流エリア

別表農村文化室の項中「農村文化室」を「交流館 農村文化室」に改め、同表交流館
展示紹介コーナーの項中「259,720」を「282,710」に改め、同表郷土料理体験コーナー
の項中「郷土料理体験コーナー」を「交流館 郷土料理体験コーナー」に、「194,530」
を「141,350」に改め、同表体験館展示紹介コーナーの項中「220,000」を「205,810」
に改め、同表セミナー室の項中「セミナー室」を「開発工房 セミナー室」に改め、同
表加工室の項中「加工室」を「開発工房 加工室」に改め、同表体験交流広場の項の次
に次のように加える。

屋外交流エリア	1 月	10,130
---------	-----	--------

第 2 条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改
正する。

第 3 条中第 4 号及び第 5 号を削り、第 6 号を第 4 号とする。

第 12 条第 3 号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、エ及びオを削り、カをウとす
る。

別表交流館農村文化室の項中「1 日」を「1 月」に、「1,830」を「82,390」に改め、
同表屋外交流サロンの項及び体験交流広場の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 項の規定
は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条
例別表の規定は、この条例の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用
に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係
る使用料については、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条
例別表の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市
総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合
交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を削り、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条を第 10 条とする。

第 8 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車の拒否）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- （1） 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。
- （2） 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。
- （3） 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- （4） 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条ただし書中「占有者」を「第 12 条第 2 項に規定する利用者若しくは占有者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条の次に次の 2 条を加える。

（使用料）

第 12 条 駐車場の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる利用期間及び利用時間における芝浜駐車場の使用料は、有料とし、その利用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、市長は、芝浜駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができる。

- （1） 利用期間 市長が別に定める期間
- （2） 利用時間 午前 9 時から午後 3 時まで

3 第 1 項の規定にかかわらず、占有者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の不徴収）

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用料を徴収しない。

- （1） 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- （2） 国又は地方公共団体がその業務を行うために使用する車両を駐車させるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

別表中「第 11 条」を「第 12 条」に改め、同表中央通り駐車場の項の前に次のように加える。

芝浜駐車場	1 日 1 回の入場につき 1,000 円
-------	-----------------------

別表中央通り駐車場の項中「1 区画当たり 1 月 4,200 円」を「1 区画 1 月につき 4,200 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって南房総広域水道企業団を解散する。

議案第 40 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって解散する南房総広域水道企業団の財産処分を次のとおり定める。

1 南房総市に承継する財産

・土地

所在	登記簿面積
南房総市下滝田字寺原 249 番 2	668 m ²

2 大多喜町に承継する財産

・土地

所在	登記簿面積
大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	19 m ²
大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	56 m ²
大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	26.05 m ²
大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	24.05 m ²
大多喜町西部田字川島 905 番 4	60 m ²
大多喜町西部田字川田 912 番 14	109 m ²
大多喜町西部田字竹ノ沢 798 番 2	66 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 543	265 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 544	149 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 545	4.00 m ²

3 千葉県企業局の承継する財産

1、2 以外の全て

議案第 41 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町と協議するに当たり、南房総広域水道企業団規約（平成2年8月1日千葉県地指令第7号）第14条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年6月6日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議書

南房総広域水道企業団（以下「企業団」という。）の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、南房総広域水道企業団規約（平成2年8月1日千葉県地指令第7号）第14条の規定により、次のとおり定める。

（事務の承継）

第1条 企業団の事務は、千葉県企業局が承継する。

（決算の審査及び認定）

第2条 企業団の企業長が調製した決算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。

議案第 42 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 275,323 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,080,138 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		720,890	2,681	723,571
	1 使用料	445,144	2,681	447,825
15 国庫支出金		2,196,755	125,320	2,322,075
	2 国庫補助金	868,308	125,320	993,628
16 県支出金		1,130,560	9,738	1,140,298
	2 県補助金	406,146	9,615	415,761
	3 委託金	124,061	123	124,184
18 寄附金		650,000	67	650,067
	1 寄附金	650,000	67	650,067
19 繰入金		1,489,276	97,917	1,587,193
	2 基金繰入金	1,489,276	97,617	1,586,893
	3 財産区繰入金	0	300	300
22 市債		1,176,950	39,600	1,216,550
	1 市債	1,176,950	39,600	1,216,550
歳 入 合 計		18,804,815	275,323	19,080,138

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		3,499,701	63,779	3,563,480
	1 総務管理費	3,028,979	62,965	3,091,944
	3 戸籍住民基本台帳費	140,276	814	141,090
3 民生費		6,170,681	122,986	6,293,667
	1 社会福祉費	3,227,916	115,205	3,343,121
	2 児童福祉費	2,416,070	6,857	2,422,927
	3 生活保護費	513,817	924	514,741
4 衛生費		2,140,606	400	2,141,006
	1 保健衛生費	431,704	400	432,104
6 農林水産業費		666,911	10,257	677,168
	1 農業費	483,129	5,626	488,755
	2 林業費	62,322	2,761	65,083
	3 水産業費	121,460	1,870	123,330
7 商工費		411,323	2,574	413,897
	1 商工費	411,323	2,574	413,897
8 土木費		591,572	54,258	645,830
	2 道路橋梁費	345,798	36,668	382,466
	3 河川費	27,124	10,550	37,674

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 都市計画費	36,351	5,331	41,682
	5 住宅費	32,184	1,709	33,893
9 消防費		906,090	19,165	925,255
	1 消防費	906,090	19,165	925,255
10 教育費		1,611,577	1,904	1,613,481
	1 教育総務費	199,558	△ 714	198,844
	3 中学校費	129,933	957	130,890
	5 社会教育費	342,611	1,302	343,913
	6 保健体育費	694,865	359	695,224
歳 出 合 計		18,804,815	275,323	19,080,138

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合保健福祉会館等 L E D 照明リース料	自 令和 7 年度	333, 991
	至 令和17年度	
L E D 防犯灯リース料	自 令和 7 年度	228, 170
	至 令和18年度	

第3表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
急傾斜地崩壊対策事業	2,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
公園施設整備事業	4,000			
防災行政無線施設整備事業	17,800			
計	23,800			

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
市道整備事業	26,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	42,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
計	26,500				42,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料	720,890	2,681	723,571
15 国庫支出金	2,196,755	125,320	2,322,075
16 県支出金	1,130,560	9,738	1,140,298
18 寄附金	650,000	67	650,067
19 繰入金	1,489,276	97,917	1,587,193
22 市債	1,176,950	39,600	1,216,550
歳入合計	18,804,815	275,323	19,080,138

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,499,701	63,779	3,563,480	11,409		300	52,070
3 民生費	6,170,681	122,986	6,293,667	121,543			1,443
4 衛生費	2,140,606	400	2,141,006				400
6 農林水産業費	666,911	10,257	677,168				10,257
7 商工費	411,323	2,574	413,897			2,681	△ 107
8 土木費	591,572	54,258	645,830	620	21,800		31,838
9 消防費	906,090	19,165	925,255	200	17,800		1,165
10 教育費	1,611,577	1,904	1,613,481			23	1,881
歳 出 合 計	18,804,815	275,323	19,080,138	133,772	39,600	3,004	98,947

2 歳 入

(款)14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 商工使用料	9,926	2,681	12,607	2 観光使用料	2,681	駐車場使用料 2,681
計	445,144	2,681	447,825			

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	493,479	120,033	613,512	1 総務管理費補助金	120,033	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,954 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 115,079
2 民生費国庫補助金	269,000	4,707	273,707	2 児童福祉費補助金	3,915	子ども・子育て支援交付金 3,577 地域診療情報連携推進費補助金 338
				3 生活保護費補助金	792	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 792
4 土木費国庫補助金	59,902	580	60,482	4 土木管理費補助金	580	防災・安全社会資本整備交付金 580
計	868,308	125,320	993,628			

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	0	6,455	6,455	1 総務管理費補助金	6,455	U I J ターンによる起業・就業者創出事業補助金 6,000 防犯力強化緊急支援事業補助金 455
2 民生費県補助金	127,311	2,920	130,231	2 児童福祉費補助金	2,920	千葉県子ども・子育て支援補助金 2,920
7 土木費県補助金	290	40	330	1 住宅費補助金	40	住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金 40
8 消防費県補助金	487	200	687	1 消防費補助金	200	千葉県孤立集落対策緊急支援補助金 200
計	406,146	9,615	415,761			

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

2 民生費委託金	497	123	620	1 社会福祉費委託金	123	国民生活基礎調査委託金 123
計	124,061	123	124,184			

(款)18 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	0	44	44	1 一般寄附金	44	一般寄附金	44
9 教育費寄附金	0	23	23	1 教育費寄附金	23	教育費寄附金	23
計	650,000	67	650,067				

(款)19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	616,104	97,617	713,721	1 財政調整基金繰入金	97,617	財政調整基金繰入金	97,617
計	1,489,276	97,617	1,586,893				

(款)19 繰入金

(項) 3 財産区繰入金

1 天津・浜荻・清澄財産区繰入金	0	300	300	1 天津・浜荻・清澄財産区繰入金	300	天津・浜荻・清澄財産区繰入金	300
計	0	300	300				

(款)22 市債

(項) 1 市債

6 土木債	158,400	21,800	180,200	1 道路橋梁債	15,800	市道整備事業債	15,800
				2 河川債	2,000	急傾斜地崩壊対策事業債	2,000
				3 都市計画債	4,000	公園施設整備事業債	4,000
7 消防債	0	17,800	17,800	1 消防債	17,800	防災行政無線施設整備事業債	17,800
計	1,176,950	39,600	1,216,550				

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	463, 213	△2, 700	460, 513				△2, 700	2 給料	△2, 072	●職員人件費（特別職） △2, 700
								3 職員手当等	△628	2 給料 △2, 072 ・特別職給料 △2, 072 3 職員手当等 △628 ・特別職期末手当 △628
3 広報広聴費	9, 411	6	9, 417				6	10 需用費	6	●広聴事業 6 10 需用費 6 ・消耗品費 6
6 財産管理費	273, 371	2, 441	275, 812				2, 441	12 委託料	2, 441	●財産管理事業 2, 441 12 委託料 2, 441 ・旧市民会館跡地測量委託料 2, 441
7 企画費	1, 090, 375	52, 239	1, 142, 614	6, 000			46, 239	7 報償費	300	●移住定住支援事業 8, 300
								18 負担金，補助及び交付金	51, 939	7 報償費 300 ・地域おこし協力隊報償金 300 18 負担金，補助及び交付金 8, 000 ・移住就業支援金 8, 000 ●民間路線バス維持確保事業 43, 939 18 負担金，補助及び交付金 43, 939 ・生活路線バス維持費補助金 43, 939
9 交通安全防犯対策費	19, 309	2, 972	22, 281	455			2, 517	10 需用費	1, 320	●防犯対策事業 2, 972
								14 工事請負費	914	10 需用費 1, 320 ・修繕料 1, 320
								17 備品購入費	738	14 工事請負費 914 ・防犯カメラ設置工事 914 17 備品購入費 738 ・防犯対策備品購入費 738
10 電子計算費	519, 951	6, 199	526, 150				6, 199	10 需用費	529	●情報系システム維持管理事業 113
								12 委託料	1, 698	10 需用費 113 ・修繕料 113
								13 使用料及び賃借料	3, 972	●システム標準化事業 6, 086 10 需用費 416

										・消耗品費 416
										12 委託料 1,698
										・基幹系業務機器保守委託料 218
										・帳票管理システム運用支援業務委託料 1,480
										13 使用料及び賃借料 3,972
										・基幹系業務機器リース料 3,972
12 コミュニティ振興費	40,220	1,808	42,028			300	1,508	18 負担金, 補助及び交付金	1,808	●集会施設等整備支援事業 1,808
										18 負担金, 補助及び交付金 1,808
										・地区集会施設整備事業補助金 1,808
計	3,028,979	62,965	3,091,944	6,455		300	56,210			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	140,276	814	141,090	4,954			△4,140	12 委託料	814	●戸籍住民基本台帳事務費 814
										12 委託料 814
										・戸籍電算システム改修業務委託料 814
計	140,276	814	141,090	4,954			△4,140			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	516,055	115,205	631,260	115,202			3	1 報酬	1,763	●社会福祉総務事務費 126
								3 職員手当等	1,428	1 報酬 119
								4 共済費	327	・統計調査員報酬 119
								8 旅費	68	10 需用費 3
								10 需用費	399	・消耗品費 3
								11 役務費	1,292	11 役務費 4
								12 委託料	2,370	・郵便料 4
								13 使用料及び賃借料	338	●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分） 115,079
								18 負担金, 補助及び交付金	107,220	1 報酬 1,644
										・会計年度任用職員報酬 1,644
										3 職員手当等 1,428
										・時間外勤務手当 789
										・会計年度任用職員期末手当 347
										・会計年度任用職員勤勉手当 292

3 民生費

1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
									4 共済費 327 ・会計年度任用職員社会保険料 327 8 旅費 68 ・費用弁償 68 10 需用費 396 ・消耗品費 265 ・印刷製本費 131 11 役務費 1,288 ・郵便料 881 ・口座振込手数料 407 12 委託料 2,370 ・システム改修委託料 2,354 ・会計年度任用職員健康診断委託料 16 13 使用料及び賃借料 338 ・パソコンリース料 247 ・電話借上料 91 18 負担金、補助及び交付金 107,220 ・物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分） 107,220	
計	3,227,916	115,205	3,343,121	115,202			3			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	283,774	678	284,452	1,431			△753	12 委託料	678	●子ども医療費給付事業 678 12 委託料 678 ・システム改修委託料 678
6 子ども・子育て支援事業費	836,364	6,179	842,543	4,118			2,061	12 委託料	3,061	●延長保育事業 165 12 委託料 165 ・延長保育事業委託料 165
								18 負担金、補助及び交付金	3,118	●放課後児童健全育成事業 3,118 18 負担金、補助及び交付金 3,118

										・放課後児童健全育成事業補助金	3,118
										●子育て短期支援事業	73
										12 委託料	73
										・子育て短期支援事業委託料	73
										●地域子育て支援拠点事業	309
										12 委託料	309
										・地域子育て支援拠点事業委託料	309
										●一時預かり事業	555
										12 委託料	555
										・一時預かり事業委託料	555
										●病児保育事業	1,959
										12 委託料	1,959
										・病児保育事業委託料	1,959
計	2,416,070	6,857	2,422,927	5,549			1,308				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	45,960	924	46,884	792			132	12 委託料	924	●生活保護事務費	924
										12 委託料	924
										・生活保護システム改修業務委託料	924
計	513,817	924	514,741	792			132				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	189,441	400	189,841				400	18 負担金, 補助及び交付金	400	●保健衛生普及事業	400
										18 負担金, 補助及び交付金	400
										・食品安全事業補助金	400
計	431,704	400	432,104				400				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	261,833	4,062	265,895				4,062	7 報償費	2,728	●有害鳥獣対策事業	4,062
								12 委託料	1,334	7 報償費	2,728
										・地域おこし協力隊報償金	2,728
										12 委託料	1,334
										・地域おこし協力隊支援委託	

6 農林水産業費

1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
									料	1,334	
4 畜産業費	21,185	1,273	22,458				1,273	18 負担金, 補助 及び交付金	1,273	●畜産振興事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・ 鴨川市酪農会補助金 ・ 家畜伝染病予防事業補助金	1,273 1,273 730 543
5 農地費	56,085	291	56,376				291	18 負担金, 補助 及び交付金	291	●農業生産基盤の整備及び維持 管理事業 18 負担金, 補助及び交付金 ・ 市単土地改良事業補助金	291 291 291
計	483,129	5,626	488,755				5,626				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	62,322	2,761	65,083				2,761	12 委託料	2,761	●林道整備事業 2,761 12 委託料 2,761 ・測量委託料 2,761
計	62,322	2,761	65,083				2,761			

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

2 水産業振興費	5,413	1,870	7,283				1,870	18 負担金, 補助及び交付金	1,870	●水産業振興補助事業 1,870 18 負担金, 補助及び交付金 1,870 ・漁業経営保全対策共済加入事業補助金 1,560 ・水産業施設等整備事業補助金 310
計	121,460	1,870	123,330				1,870			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	135,237	2,574	137,811			2,681	△107	7 報償費	300	●海水浴場運営事業 274 13 使用料及び賃借料 76 ・住宅借上料 76 17 備品購入費 198 ・海水浴場監視用備品費 198 ●海辺の魅力づくり推進事業 300
								12 委託料	2,000	
								13 使用料及び賃借料	76	
								17 備品購入費	198	

										7 報償費 300 ・地域おこし協力隊報償金 300 ●市営駐車場維持管理事業 2,000 12 委託料 2,000 ・有料駐車場運営委託料 2,000
計	411,323	2,574	413,897			2,681	△107			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	8,341	4,339	12,680				4,339	12 委託料	3,839	●道路台帳整備事業 4,339
								15 原材料費	500	12 委託料 3,839 ・道路台帳補正委託料 3,839 15 原材料費 500 ・道路等確定標用材料 500
3 道路橋梁新設改良費	81,271	32,329	113,600		15,800		16,529	12 委託料	9,596	●市道整備事業 32,329
								14 工事請負費	22,733	12 委託料 9,596 ・設計委託料 5,196 ・測量委託料 4,000 ・登記委託料 400 14 工事請負費 22,733 ・市道整備工事 22,733
計	345,798	36,668	382,466		15,800		20,868			

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

2 河川維持費	1,000	8,300	9,300				8,300	14 工事請負費	8,300	●河川維持補修事業 8,300
										14 工事請負費 8,300 ・維持補修工事 8,300
3 河川改修費	25,100	2,250	27,350		2,000		250	18 負担金, 補助及び交付金	2,250	●急傾斜地崩壊対策事業 2,250
										18 負担金, 補助及び交付金 2,250 ・県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 2,250
計	27,124	10,550	37,674		2,000		8,550			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

4 公園費	23,879	5,331	29,210		4,000		1,331	10 需用費	82	●公園維持管理事業 5,331
								12 委託料	730	10 需用費 82
								14 工事請負費	4,475	・消耗品費 82

8 土木費

4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
								17 備品購入費	44	12 委託料 ・ 市立公園整備委託料 ・ 公園遊具点検業務委託料 14 工事請負費 ・ 公園遊具更新工事 17 備品購入費 ・ 施設用備品費
計	36,351	5,331	41,682		4,000		1,331			730 330 400 4,475 4,475 44 44

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	32,184	1,709	33,893	620			1,089	1 報酬	40	●住宅・建築物耐震改修等事業 1,660
								8 旅費	9	18 負担金, 補助及び交付金 1,660 ・耐震診断補助金 160 ・耐震改修等補助金 1,500
								18 負担金, 補助及び交付金	1,660	●空き家対策事業 49 1 報酬 40 ・空家等対策審議会委員報酬 40 8 旅費 9 ・費用弁償 9
計	32,184	1,709	33,893	620			1,089			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

3 消防施設費	11,363	1,303	12,666				1,303	10 需用費	1,303	●消防施設整備事業 1,303 10 需用費 1,303 ・修繕料 1,303
4 災害対策費	40,155	17,862	58,017	200	17,800		△138	14 工事請負費	17,862	●防災情報伝達事業 17,862 14 工事請負費 17,862 ・防災行政無線屋外拡声子局等更新工事 17,862
計	906,090	19,165	925,255	200	17,800		1,165			

(款)10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	197,768	△714	197,054				△714	2 給料	△548	●職員人件費 (教育長) △714
--------	---------	------	---------	--	--	--	------	------	------	-------------------

								3 職員手当等	△166	2 給料 ・教育長給料	△548 △548
										3 職員手当等 ・教育長期末手当	△166 △166
計	199,558	△714	198,844				△714				

(款)10 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	79,367	957	80,324				957	12 委託料	957	●中学校施設改修事業	957
										12 委託料 ・鴨川中学校空調設備更新工事設計委託料	957 957
計	129,933	957	130,890				957				

(款)10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	87,262	926	88,188			23	903	12 委託料	302	●基金積立金（文化振興）	24
								18 負担金，補助及び交付金	600	24 積立金 ・文化振興基金積立金	24 24
								24 積立金	24	●文化活動事業 18 負担金，補助及び交付金 ・文化活動事業補助金	600 600
4 文化財保護費	1,208	376	1,584				376	18 負担金，補助及び交付金	376	●二十歳の集い事業 12 委託料 ・記念写真作成業務委託料	302 302 302
										●文化財保護事業 18 負担金，補助及び交付金 ・無形民俗文化財保存補助金 ・清澄大スギ保存整備補助金	376 376 154 222
計	342,611	1,302	343,913			23	1,279				

(款)10 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	92,059	359	92,418				359	7 報償費	50	●市民スポーツ振興事業	309
								18 負担金，補助及び交付金	309	18 負担金，補助及び交付金 ・スポーツ少年団育成補助金 ・全国及び国際スポーツ大会出場奨励金	309 229 80
										●スポーツを通じた地域振興事	

10 教育費

6 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
									業 50	
									7 報償費 50	
									・地域おこし協力隊報償金 50	
計	694, 865	359	695, 224				359			

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
					年間支給率 (月分)					
補正後	長等	3		22,484	10,630 4.55	220	33,334	6,617	39,951	
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528	
	その他の 特別職	1,371	65,244				65,244		65,244	
	計	1,392	138,900	22,484	44,512	220	206,116	26,607	232,723	
補正前	長等	3		25,104	11,424 4.55	220	36,748	6,617	43,365	
	議員	18	73,656		33,882 4.60		107,538	19,990	127,528	
	その他の 特別職	1,366	65,085				65,085		65,085	
	計	1,387	138,741	25,104	45,306	220	209,371	26,607	235,978	
比較	長等	0		△ 2,620	△ 794 0.00	0	△ 3,414	0	△ 3,414	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の 特別職	5	159				159		159	
	計	5	159	△ 2,620	△ 794	0	△ 3,255	0	△ 3,255	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (388)	381,982	1,490,003	910,470	2,782,455	575,628	3,358,083	
補正前	360 (387)	380,338	1,490,003	909,042	2,779,383	575,301	3,354,684	
比較	0 (1)	1,644	0	1,428	3,072	327	3,399	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	34,127	24,492	4,312	101,934	5,675	818	12,100	389,337	321,004	16,671	0	0	910,470
	補正前	34,127	24,492	4,312	101,145	5,675	818	12,100	388,990	320,712	16,671	0	0	909,042
	比較	0	0	0	789	0	0	0	347	292	0	0	0	1,428

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	360 (12)	0	1,490,003	797,592	2,287,595	472,883	2,760,478	
補正前	360 (12)	0	1,490,003	796,803	2,286,806	472,883	2,759,689	
比較	0 (0)	0	0	789	789	0	789	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員 手当の 内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	34,127	24,492	4,312	101,934	5,675	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0	797,592
	補正前	34,127	24,492	4,312	101,145	5,675	818	12,100	328,002	269,461	16,671	0	0	796,803
	比較	0	0	0	789	0	0	0	0	0	0	0	0	789

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	0 (376)	381,982	0	112,878	494,860	102,745	597,605	
補正前	0 (375)	380,338	0	112,239	492,577	102,418	594,995	
比較	0 (1)	1,644	0	639	2,283	327	2,610	

※ () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	61,335	51,543	0	0	0	112,878
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	60,988	51,251	0	0	0	112,239
	比較	0	0	0	0	0	0	0	347	292	0	0	0	639

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
報酬	1,644	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,644	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）に係る増	1,644
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,428	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,428	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（不足額給付分）に係る増 時間外勤務手当 789 会計年度任用職員期末手当、勤勉手当 639	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和 7年5月1日 現在	平均給料月額(円)	332,407	316,375	317,244		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	370,108	353,578	342,263		333,481	356,757
	平均年齢月数(歳)	44.5	56.4	42.9		48.7	38.5
令和 7年4月1日 現在	平均給料月額(円)	335,763	316,375	317,244		299,666	307,754
	平均給与月額(円)	429,669	361,559	364,531		330,636	388,678
	平均年齢月数(歳)	44.4	56.3	42.8		48.6	38.4

イ 初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 194,500	(円) 183,500 ~ 207,400	短大卒 (円) 221,300	(円)	短大卒 (円) 212,100	旧中5卒 (円) 214,800
	大学卒	220,000		240,500		227,400	257,100
国	高校卒	188,000	185,700	短大卒 236,100		短大卒 208,300	旧中5卒 207,700
	大学卒	220,000		261,400		227,400	255,400

ウ 級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表 適用職員		医療職給料表 (一) 適用職員		医療職給料表 (二) 適用職員		医療職給料表 (三) 適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年5月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	7.9										
	6級	30	12.5										
	5級	60	24.9							2	66.7	1	9.1
	4級	49	20.3									1	9.1
	3級	36 (3)	14.9 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	7.9	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	23	9.5										
	計	241 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)
令和 7年4月1日 現在	8級	5	2.1										
	7級	19	7.8										
	6級	30	12.4										
	5級	60	24.8							2	66.7	1	9.1
	4級	50	20.7									1	9.1
	3級	36 (3)	14.9 (100.0)	29	100.0	6	8.7					2	18.2
	2級	19	7.8	(4)	(100.0)	63	91.3			1	33.3	7 (1)	63.6 (100.0)
	1級	23	9.5										
	計	242 (3)	100.0 (100.0)	29 (4)	100.0 (100.0)	69	100.0			3	100.0	11 (1)	100.0 (100.0)

※ () 内は再任用短時間勤務職員の外書き

(級別の基準となる職務)

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表(一) 適用職員	医療職給料表(二) 適用職員	医療職給料表(三) 適用職員
8級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
7級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
6級	課長補佐、次長				
5級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
4級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
3級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
2級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
1級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ 昇給

区分		合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
			一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数 (A) (人)		354	242	29	69		3	11
昇給に係る職員数 (B) (人)		258	176	11	59		1	11
号給数別内訳	1号給 (人)	3	3					
	2号給 (人)	5	5					
	3号給 (人)	7	7					
	4号給 (人)	243	161	11	59		1	11
	5号給 (人)							
	6号給 (人)							
	7号給 (人)							
	8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)		72.9	72.7	37.9	85.5		33.3	100.0

備考 令和7年4月1日現在

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	2. 3 0 (1. 2 0)	2. 3 0 (1. 2 0)	4. 6 0 (2. 4 0)	有	
補正前	2. 3 0 (1. 2 0)	2. 3 0 (1. 2 0)	4. 6 0 (2. 4 0)	有	
国の制度	2. 3 0 (1. 2 0)	2. 3 0 (1. 2 0)	4. 6 0 (2. 4 0)	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	そ の 他 の 加算措置等	備考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%) (令和 7 年 5 月 1 日現在)	0. 2 6
支給対象職員の比率 (%) (令和 7 年 5 月 1 日現在)	6. 6 5
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合 単価及び支給限度額が国と異なる

報告第 5 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和6年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	総合計画事業	330,000	330,000	0	0	0	0	0	330,000
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本台帳事務 費	3,011,000	2,361,000	0	2,360,000	0	0	0	1,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金支給事業（令和 6年度非課税世帯分）	18,242,000	18,170,778	10,003,420	8,167,358	0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	2,825,000	1,375,000	0	1,191,000	91,000	0	0	93,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤の整備及 び維持管理事業	1,575,000	1,575,000	0	0	0	1,300,000	0	275,000
		農業用ため池・ダム維 持管理適正化事業	26,460,000	26,460,000	0	0	0	26,400,000	0	60,000
	3 水産業費	県営漁港整備負担金事 業	16,127,000	4,924,000	0	0	0	3,500,000	882,000	542,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	47,000,000	30,499,400	0	0	0	9,900,000	0	20,599,400
		狭隘道路整備事業	1,650,000	1,650,000	0	0	0	0	0	1,650,000
		道路橋梁維持補修事業 （長寿命化事業）	69,990,000	48,330,000	0	0	0	43,500,000	0	4,830,000
		道路メンテナンス事業	72,700,000	72,700,000	0	37,400,000	0	27,500,000	0	7,800,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		市道整備事業	23,216,000	17,382,900	0	0	0	12,800,000	0	4,582,900
		社会資本整備総合交付金事業	55,426,000	19,419,577	0	0	0	15,400,000	0	4,019,577
	3 河川費	河川維持補修事業	7,860,000	7,860,000	0	0	0	0	0	7,860,000
		河川改修事業	24,000,000	24,000,000	0	0	0	21,600,000	0	2,400,000
	4 都市計画費	下水路維持管理事業	8,228,000	8,228,000	0	0	0	0	0	8,228,000
10 教育費	5 社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	546,520,000	543,430,600	0	0	0	510,100,000	0	33,330,600
	6 保健体育費	給食センター設備改修等事業	76,836,000	76,560,000	0	0	0	72,600,000	0	3,960,000
合計			1,001,996,000	905,256,255	10,003,420	49,118,358	91,000	744,600,000	882,000	100,561,477

令和6年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の付表

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	総合計画事業	—	330,000	0	0	0	0	0	330,000
				12 委託料	330,000						
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	—	2,361,000	0	2,360,000	0	0	0	1,000
				12 委託料	2,361,000						
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度非課税世帯分）	—	18,170,778	10,003,420	8,167,358	0	0	0	0
				1 報酬	1,430,000						
				3 職員手当等	1,385,128						
				4 共済費	401,000						
				8 旅費	133,000						
				10 需用費	102,000						
				11 役務費	167,000						
				12 委託料	16,000						
				13 使用料及び賃借料	436,650						
				18 負担金、補助及び交付金	14,100,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	出産・子育て応援事業	—	1,375,000	0	1,191,000	91,000	0	0	93,000
				12 委託料	825,000						
				18 負担金、補助及び交付金	550,000						
6 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	—	1,575,000	0	0	0	1,300,000	0	275,000
				18 負担金、補助及び交付金	1,575,000						
			農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	—	26,460,000	0	0	0	26,400,000	0	60,000
				18 負担金、補助及び交付金	26,460,000						
	3 水産業費	4 漁港建設費	県営漁港整備負担金事業	—	4,924,000	0	0	0	3,500,000	882,000	542,000
				18 負担金、補助及び交付金	4,924,000						
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路橋梁維持費	道路橋梁維持補修事業	—	30,499,400	0	0	0	9,900,000	0	20,599,400
				10 需用費	8,800,000						
				14 工事請負費	21,699,400						
			狭隘道路整備事業	—	1,650,000	0	0	0	0	0	1,650,000
				12 委託料	550,000						
				14 工事請負費	1,100,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		3 道路橋梁新 設改良費	道路橋梁維持補修事業 (長寿命化事業)	—	48,330,000	0	0	0	43,500,000	0	4,830,000
				14 工事請負費	48,330,000						
			道路メンテナンス事業	—	72,700,000	0	37,400,000	0	27,500,000	0	7,800,000
				14 工事請負費	72,700,000						
			市道整備事業	—	17,382,900	0	0	0	12,800,000	0	4,582,900
				12 委託料	3,000,000						
				14 工事請負費	14,382,900						
			社会資本整備総合交付 金事業	—	19,419,577	0	0	0	15,400,000	0	4,019,577
				12 委託料	2,200,000						
				16 公有財産購入 費	4,665,580						
				21 補償、補填及 び賠償金	12,553,997						
	3 河川費	2 河川維持費	河川維持補修事業	—	7,860,000	0	0	0	0	0	7,860,000
				10 需用費	3,500,000						
				14 工事請負費	4,360,000						

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		3 河川改修費	河川改修事業	—	24,000,000	0	0	0	21,600,000	0	2,400,000
				14 工事請負費	24,000,000						
	4 都市計画費	3 都市下水路 費	下水路維持管理事業	—	8,228,000	0	0	0	0	0	8,228,000
				12 委託料	8,228,000						
10 教育費	5 社会教育費	2 公民館費	旧江見小学校跡地活用 事業	—	543,430,600	0	0	0	510,100,000	0	33,330,600
				11 役務費	360,600						
				12 委託料	14,850,000						
				14 工事請負費	528,220,000						
	6 保健体育費	3 学校給食費	給食センター設備改修 等事業	—	76,560,000	0	0	0	72,600,000	0	3,960,000
				12 委託料	1,980,000						
				14 工事請負費	74,580,000						
合計					905,256,255	10,003,420	49,118,358	91,000	744,600,000	882,000	100,561,477

報告第 6 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和6年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行 為 額	左の内訳		支出負担行 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						説明
				支出済額	支 出 未済額			既収入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8 土木費	3 河川費	自然災害防 止事業（繰 越分）	17,875,000	7,150,000	10,725,000	0	10,725,000	0	0	0	10,700,000	0	25,000	【自然災害防止工事】 普通河川神明川改修工事において、 使用する資材の調達に不測の日数を要 したことにより、工程に遅延が生じた ため。
	4 都市計画 費	下水道維持 管理事業 （繰越分）	51,821,000	13,510,000	38,311,000	0	38,311,000	0	0	0	28,700,000	0	9,611,000	【排水路改修工事】 前原・横渚地区の排水路改修工事に おいて、既設水道管の切回しに使用す る資材の調達に不測の日数を要したこ とにより、工程に遅延が生じたため。
11 災害復旧 費	1 農林水産 施設災害 復旧費	林道災害復 旧事業（繰 越分）	18,048,800	7,110,000	10,938,800	0	10,938,800	800,000	9,709,815	0	0	0	428,985	【林道災害復旧工事】 林道天津線災害復旧工事において、 能登半島地震の影響を受け、法面部に 設置する資材の調達に不測の日数を要 したことにより、工程に遅延が生じた ため。
		農地農業用 施設災害復 旧事業（繰 越分）	30,362,200	3,720,000	26,642,200	0	26,642,200	200,000	25,812,826	0	0	487,174	142,200	【農地農業用施設災害復旧工事】 農地農業用施設災害復旧工事におい て、入札が不調となり再入札を行った こと及び当該工事現場への進入路が確 保できなくなったことにより、工程に 遅延が生じたため。
合計			118,107,000	31,490,000	86,617,000	0	86,617,000	1,000,000	35,522,641	0	39,400,000	487,174	10,207,185	

令和6年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の付表

(単位 円)

款	項	目	事業名	節	支出負担 行 為 額	左の内訳		支出負担行 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
						支出済額	支 出 未済額			既収入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	3 河川改修費	自然災害防止 事業（繰越 分）	—	17,875,000	7,150,000	10,725,000	0	10,725,000	0	0	0	10,700,000	0	25,000
				14 工事請負費	17,875,000	7,150,000	10,725,000	0	10,725,000						
	4 都市計画費	3 都市下水道 費	下水道維持管 理事業（繰越 分）	—	51,821,000	13,510,000	38,311,000	0	38,311,000	0	0	0	28,700,000	0	9,611,000
				14 工事請負費	51,821,000	13,510,000	38,311,000	0	38,311,000						
11 災害復旧 費	1 農林水産施 設災害復旧 費	1 林業施設災 害復旧費	林道災害復旧 事業（繰越 分）	—	18,048,800	7,110,000	10,938,800	0	10,938,800	800,000	9,709,815	0	0	0	428,985
				14 工事請負費	18,048,800	7,110,000	10,938,800	0	10,938,800						
		2 農地農業用 施設災害復 旧費	農地農業用施 設災害復旧事 業（繰越分）	—	30,362,200	3,720,000	26,642,200	0	26,642,200	200,000	25,812,826	0	0	487,174	142,200
				14 工事請負費	30,362,200	3,720,000	26,642,200	0	26,642,200						
合計					118,107,000	31,490,000	86,617,000	0	86,617,000	1,000,000	35,522,641	0	39,400,000	487,174	10,207,185

報告第 7 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和6年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金等			
1 資本的 支出	1 建設改 良事業 費	保台浄水場取 水ポンプ用タ イマー更新工 事	円 9,020,000	円 0	円 9,020,000	円 8,000,000	円 0	円 1,020,000	円 0	円 0	製造部品の調達に時間 を要することが見込ま れたことから早期発注 をしたため。
		東町浄水場計 装盤タッチパ ネル更新工事	1,430,000	0	1,430,000	1,300,000	0	130,000	0	0	夏の需要期を迎える前 に工事完了を目指すた めに早期発注をしたた め。
		東町浄水場非 常用発電機始 動用鉛蓄電池 更新工事	3,520,000	0	3,520,000	3,000,000	0	520,000	0	0	製造部品の調達に時間 を要することが見込ま れたことから早期発注 をしたため。
		嶺岡配水池無 停電電源装置 更新工事	1,430,000	0	1,430,000	0	0	1,430,000	0	0	製造部品の調達に時間 を要することが見込ま れたことから早期発注 をしたため。
		市道向林堂谷 線配水管布設 工事	9,680,000	0	9,680,000	8,000,000	0	1,680,000	0	0	他事業である道路改良 工事の遅延が生じたた め。
		高鶴配水場圧 力タンク更新 工事	24,750,000	0	24,750,000	22,000,000	0	2,750,000	0	0	圧力タンクの製造に時 間を要することが見込 まれたことから早期発 注をしたため。
		東加圧ポンプ 所更新工事	59,950,000	0	59,950,000	54,000,000	0	5,950,000	0	0	加圧ポンプ等の製造に 時間を要することが見 込まれたことから早期 発注をしたため。
合計			109,780,000	0	109,780,000	96,300,000	0	13,480,000	0	0	

報告第 8 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鴨川市長 佐々木 久之

令和6年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定 留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 事業費	1 医業費用	医薬品在庫管理 システム購入事 業	1,881,000	0	1,881,000	0	0	1,881,000	0	0	システムの稼働に向けて その調整を行っている際に 機器の不調が発生し、機器 の交換に不測の日数を要し たことにより、年度内の納 入が不可能となったため。

報告第 9 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 6 月 6 日

鴨川市長 佐々木 久之

専決第 5 号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 12 日

鴨川市長 佐々木 久之

1 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

2 事故の発生日時及び場所

日時 令和 7 年 3 月 25 日 午前 10 時 25 分頃

場所 鴨川市広場 928 番 8

3 事故に係る損害額

相手方 ポール損傷 148,500 円

4 事故に係る過失割合

市 100%

5 市が負うべき損害賠償の額

148,500 円

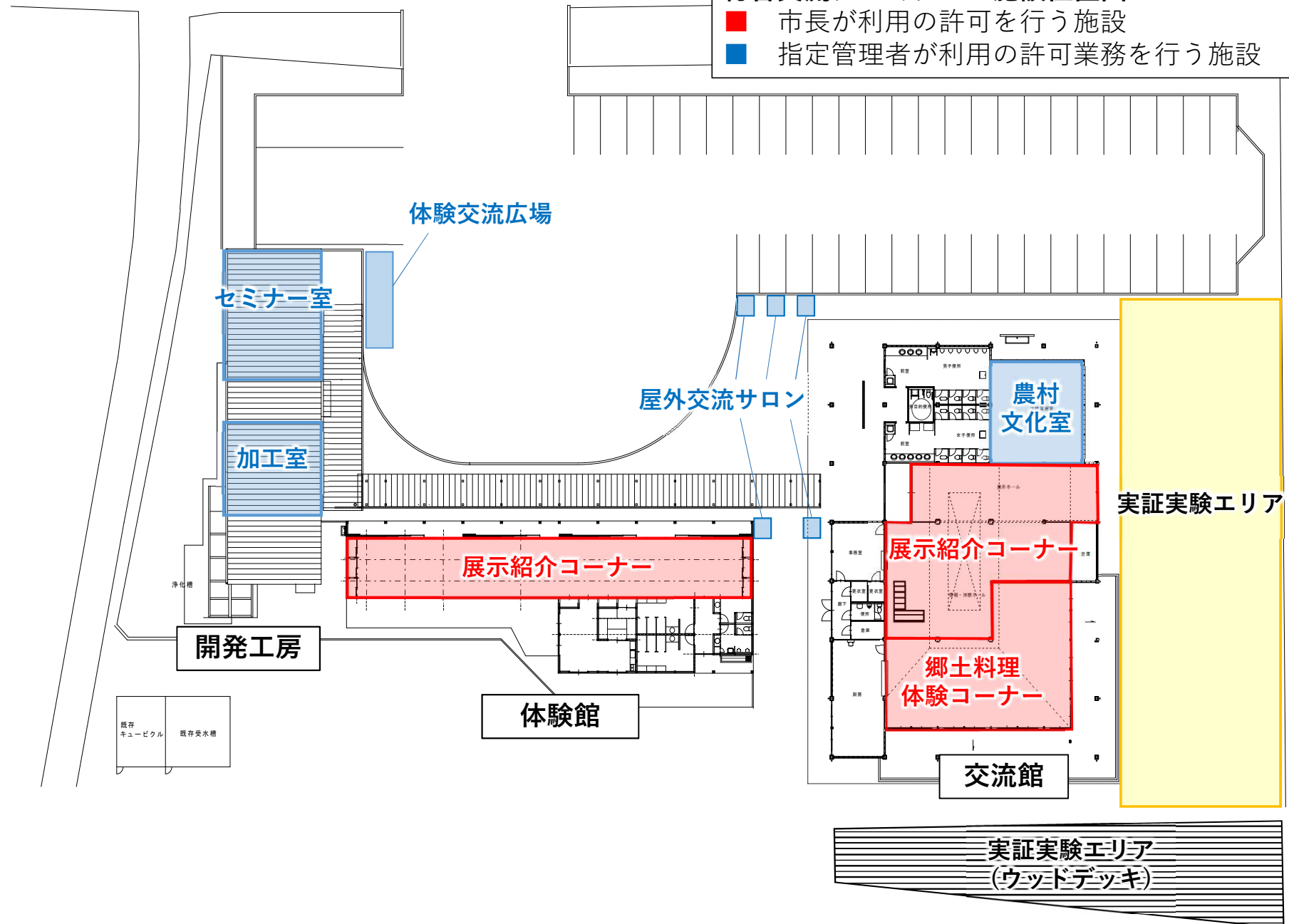
6 和解の条件

(1) 市から相手方に対する損害賠償金 148,500 円をもって和解する。

(2) 市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

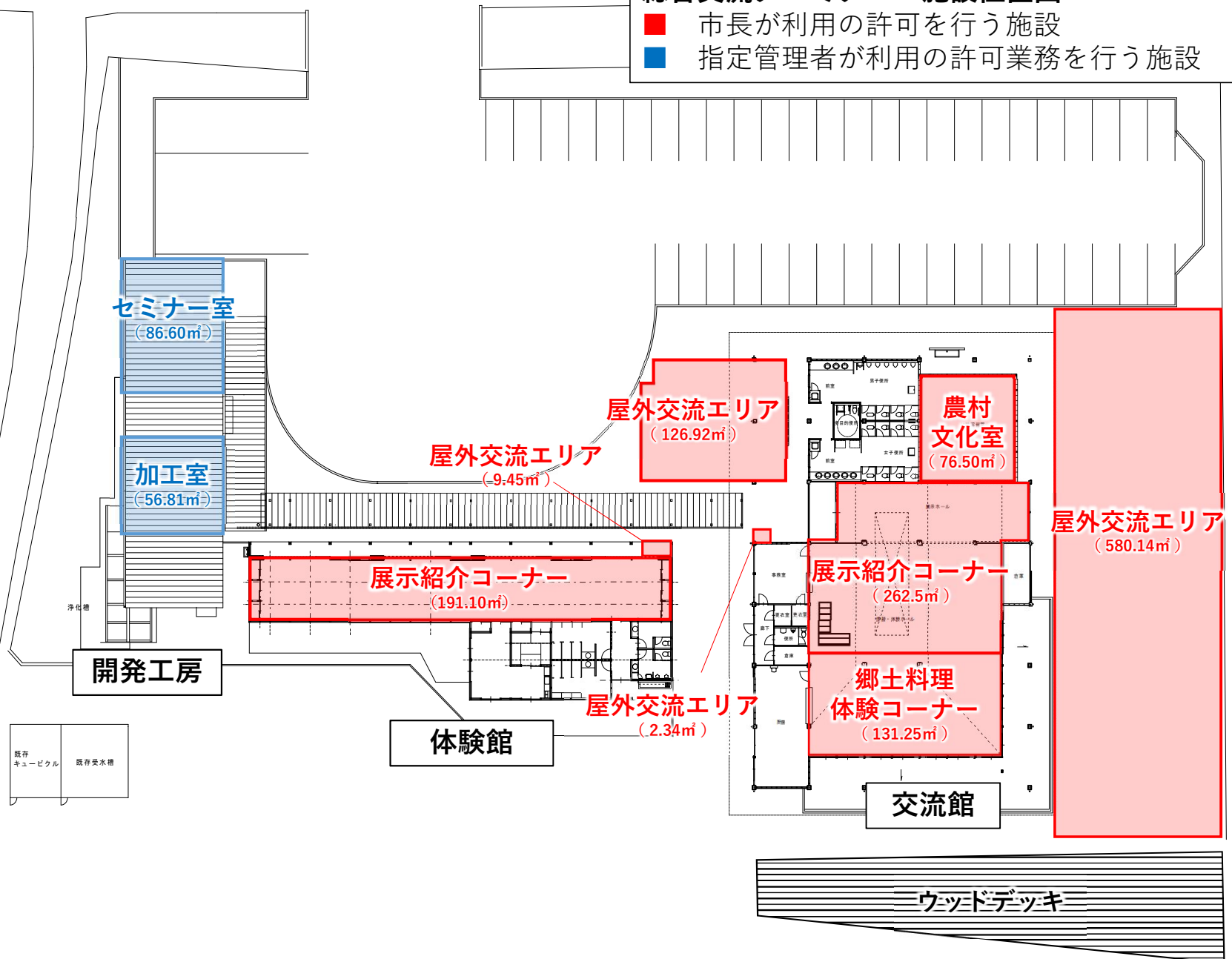
総合交流ターミナル 施設位置図

- 市長が利用の許可を行う施設
- 指定管理者が利用の許可業務を行う施設



総合交流ターミナル 施設位置図

- 市長が利用の許可を行う施設
- 指定管理者が利用の許可業務を行う施設



(資料 1)

令和 7 年 第 2 回
鴨 川 市 議 会 定 例 会

－ 議 案 説 明 資 料 1 －

令和 7 年 6 月 6 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第33号	鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 総務課	3
議案第34号	鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について	企画総務部 総務課	6
議案第35号	鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 税務課	7
議案第36号	鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 子ども支援課	18
議案第37号	鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 農林水産課	27
議案第38号	鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建設経済部 商工観光課	31
議案第39号	南房総広域水道企業団の解散に関する協議について	水道課	35
議案第40号	南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について	水道課	36
議案第41号	南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について	水道課	38
議案第42号	令和7年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	企画総務部 財政課	39
報告第5号	令和6年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企画総務部 財政課	46
報告第6号	令和6年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	企画総務部 財政課	
報告第7号	令和6年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水道課	
報告第8号	令和6年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について	国保病院	47

議案第 33 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

設置の目的を達した鴨川市人・農地プラン検討会を廃止するため、鴨川市附属機関設置条例（平成 31 年鴨川市条例第 4 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1） 鴨川市附属機関設置条例の改正

鴨川市人・農地プラン検討会に関する規定を削る。

（2） 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 37 号）の改正（附則第 2 項）

鴨川市人・農地プラン検討会の委員の報酬に関する規定を削る。

3 施行期日

公布の日

鴨川市附属機関設置条例 新旧対照表

改正前						改正後					
別表（第 2 条関係）						別表（第 2 条関係）					
1 市長の附属機関						1 市長の附属機関					
名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期	名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
略						略					
鴨川市	略					鴨川市	略				
農業振						農業振					

興地域 整備協 議会						興地域 整備協 議会	
鴨川市 人・農 地プラ ン検討 会	市長の諮問に応 じ、農地中間管理 事業の推進に関 する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に規定する農 業において中心 的な役割を果た すことが見込ま れる農業者、農業 の将来の在り方 及びそれに向け た農地中間管理 事業の利用等に 関する事項につ いての協議の結 果を取りまとめ ることについて 調査審議を行う こと。	会長 1 人、副 会長 1 人及び これら 以外の 委員	7 人 以内	(1) 農業に 従事する 者 (2) 識見を 有する者	2 年	(削る)	

鴨川市 観光振 興検討 委員会	略	鴨川市 観光振 興検討 委員会	略
略		略	
2 教育委員会の附属機関 略		2 教育委員会の附属機関 略	

(附則第2項) 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第3 (第2条関係) 日額報酬表		別表第3 (第2条関係) 日額報酬表	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略		略	
農業振興地域整備協議会の委員	略	農業振興地域整備協議会の委員	略
人・農地プラン検討会の委員	5,000 円	(削る)	
観光振興検討委員会の委員	略	観光振興検討委員会の委員	略
略		略	

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について

1 提案理由

特別職の職員で常勤のものの給料月額を支給額を減額するため、鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）趣旨（第 1 条）

特別職の職員で常勤のもの（鴨川市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 40 号。以下「特別職給与条例」という。）第 1 条に規定する特別職の職員で常勤のものをいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、特別職給与条例の特例を定めるものとする。

（2）特別職給与条例の特例（第 2 条）

ア 特別職の職員で常勤のものに対する給料月額を支給に当たっては、それぞれ給料月額から、給料月額に次の割合を乗じて得た額を減額する。

（ア） 市長 100 分の 20

（イ） 副市長 100 分の 10

（ウ） 教育長 100 分の 10

イ 特別職の職員で常勤のものの期末手当については、アによる減額後の給料月額により算定する。

（3）特別職給与条例の特例の終期を令和 8 年 3 月 31 日とする。（附則第 2 項）

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日

議案第 35 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 3 月 31 日に公布された地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)により地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されること等に伴い、鴨川市税条例(平成 17 年鴨川市条例第 48 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

(1) 総則関係

公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

(2) 市民税(個人)関係

ア 特定親族特別控除(※)の創設に伴い、次の改正を行う。

(※) 所得割の納税義務者が特定親族(生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。))で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。以下同じ。)を有する場合に、その納税義務者の前年の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の前年の合計所得金額に応じて一定の額を控除するもの。

(ア) 所得控除に特定親族特別控除を追加する。

(イ) 市内に住所を有する個人の市民税申告義務に係る条文の整備を行う。

(ウ) 給与所得者で市内に住所を有するものの扶養親族等申告書について、特定親族を有する場合は、当該特定親族の氏名を記載することとする。

(エ) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出しなければならない者について、特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、

合計所得金額が 85 万円以下のものに限る。)を有する者を追加し、当該申告書に当該特定親族の氏名を記載することとする。

イ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする。

(3) 市たばこ税関係

ア 令和 8 年 4 月 1 日以後に売渡し、消費その他の処分（以下「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準について、当分の間、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める方法により換算した紙巻たばこの本数によるものとする。

区分	方法
1 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法
2 上記 1 以外の加熱式たばこ	加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法（※） （※） 製造たばことみなされる加熱式たばこのうち、上記 1 の加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの等については、ただし書の方法は適用しない。

イ アの見直しに伴い、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準は、改正前の紙巻たばこの本数に換算した課税標準及びアの見直し後の紙巻たばこの本数に換算した課税標準のそれぞれに 0.5 を乗じて計算した本数の合計本数とする。

(4) その他

その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日。ただし、上記 2 の(3)については令和 8 年 4 月 1 日、(1)については地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1

号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日、(2)イについては公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 30 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

鴨川市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、鴨川市公告式条例(平成 17 年鴨川市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第 18 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を鴨川市公告式条例(平成 17 年鴨川市条例第 3 号)第 2 条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
(納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」</u>という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	(納税証明事項) 第 18 条の 3 <u>施行規則</u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項	(所得控除) 第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項

までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 略

(2) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条又は附則第 4 条第 1 項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者

(3) 略

2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄

を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手

附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手

当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）・（２） 略

（３） 扶養親族の氏名

（４） 略

2～5 略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人

当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は扶養親族（年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

（１）・（２） 略

（３） 扶養親族又は特定親族の氏名

（４） 略

2～5 略

附 則

（削る）

等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(新設)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)
当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの

	<u>1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法</u> <u>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により</u>
--	--

	<u>製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- （2） 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- （3） 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の鴨川市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の鴨川市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3

の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第34条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鴨川市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1） 鴨川市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 36 号

鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

令和 7 年 1 月 31 日に公布された子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部が改正され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 15 号）及び鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 16 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（1）概要

改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、次の条例の改正を行う。

ア 鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【第 1 条】

イ 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【第 2 条】

（2）鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正【第 1 条】

ア 市長が家庭的保育事業者等による保育内容支援（※）の実施に係る連携施設（連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下同じ。）の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件の全てを満たすと認めるときは、連携施設の確保をしないことができることとする。

（ア）家庭的保育事業者等が、小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）を保育内容支援連携協力者として適切に確保すること。

(イ) 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されており、保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(※) 保育内容支援 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援をいう。

イ 市長が家庭的保育事業者等による代替保育(※)の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の要件のいずれかを満たすときは、連携施設の確保をしないことができることとする。

(ア) 家庭的保育事業者等が、小規模保育事業A型事業者等又は同等の能力を有する者を代替保育連携協力者として適切に確保した場合には、代替保育連携協力者についてア(イ)の要件を満たすと市長が認めること。

(イ) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

(※) 代替保育 家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。

ウ 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの10年間、連携施設の確保をしないことができるとされているが、当該期間を5年間延長する。

(3) 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【第2条】

特定地域型保育事業者が、連携施設を確保する場合について、上記(2)と同様の基準とする。

(4) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

【第1条】鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらの施設を「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

（2） 略

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらの施設を「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

（1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

（2） 略

（3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に当たって、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において

<u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4・5 略</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	<u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもおお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6・7 略</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
---	--

【第2条】 鴨川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第5項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども	第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(鴨川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年鴨川市条例第15号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項</u>において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同項</u>において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第7項</u>までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子ども

に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(新設)

に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に当たって、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(新設) 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認める</u>ときは、<u>前項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> (2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A</u>	3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たす</u>ときは、<u>第1項第2号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 (1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> (2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合</u> <u>小規模保育事業A型事</u>
---	---

<u>型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 <u>4～9</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	<u>業者等</u> (2) 略 <u>6～11</u> 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を提供することができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

利用者の増加及び滞在時間の拡大を図り、更なるにぎわいの創出に資することを目的として、指定管理者が自主事業を行うことができる範囲を変更するため、鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 127 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（１） 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の改正【第 1 条】

ア 屋外交流エリアを設置し、その使用料の額を定める。

イ 交流館の展示紹介コーナー及び郷土料理体験コーナー並びに体験館の展示紹介コーナーの使用料の額を改定する。

（２） 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例の改正【第 2 条】

ア 屋外交流サロン及び体験交流広場を廃止する。

イ 指定管理者が利用の許可に関する業務を行う施設から農村文化室、屋外交流サロン及び体験交流広場を削る。

ウ 交流館の農村文化室の使用料の額を改定する。

（３） その他条文の整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 7 月 1 日。ただし、上記 2 の（２）については同年 10 月 1 日

【第 1 条】 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
（施設）	（施設）

第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)～(5) 略

(新設)

別表 (第8条、第13条関係)

区分	単位	金額
		円
農村文化室	1日	1,830
交流館 展示紹介コーナー	1月	259,720
郷土料理体験コーナー	1月	194,530
体験館 展示紹介コーナー	1月	220,000
セミナー室	1日	1,830
加工室	1時間	1,000
略		
体験交流広場	略	
(新設)		
附属設備	食品乾燥機	略

第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)～(5) 略

(6) 屋外交流エリア

別表 (第8条、第13条関係)

区分	単位	金額
		円
交流館 農村文化室	1日	1,830
交流館 展示紹介コーナー	1月	282,710
交流館 郷土料理体験コーナー	1月	141,350
体験館 展示紹介コーナー	1月	205,810
開発工房 セミナー室	1日	1,830
開発工房 加工室	1時間	1,000
略		
体験交流広場	略	
屋外交流エリア	1月	10,130
附属設備	食品乾燥機	略

【第2条】鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(施設) 第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) 略 (4) 屋外交流サロン	(施設) 第3条 交流ターミナルは、次に掲げる施設をもって構成する。 (1)～(3) 略 (削る)

(5) 体験交流広場

(6) 略

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

ア 農村文化室

イ・ウ 略

エ 屋外交流サロン

オ 体験交流広場

カ 略

(4) 略

別表（第8条、第13条関係）

区分	単位	金額
交流館 農村文化室	<u>1日</u>	円 1,830
略		
開発工房 加工室	略	
<u>屋外交流サロン</u>	<u>1平方メートル当 たり1日</u>	100
<u>体験交流広場</u>	<u>1平方メートル当 たり1日</u>	100
屋外交流エリア	略	

(削る)

(4) 略

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 次に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）の利用の許可に関する業務

(削る)

ア・イ 略

(削る)

(削る)

ウ 略

(4) 略

別表（第8条、第13条関係）

区分	単位	金額
交流館 農村文化室	<u>1月</u>	円 82,390
略		
開発工房 加工室	略	
(削る)		
(削る)		
屋外交流エリア	略	

略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後に利用する鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料について適用し、同日前に利用した鴨川市総合交流ターミナルの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 38 号

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

市営駐車場のうち芝浜駐車場について、前原海水浴場の開設期間における使用料を有料とし、適正な管理運営を行うとともに、受益者負担の適正化を図るため、鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 137 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議決を求める。

2 内容

（１） 次の利用期間及び利用時間における芝浜駐車場の使用料を有料とし、その利用者は、次の額の使用料を納付しなければならないこととする。

この場合において、市長は、芝浜駐車場の管理上必要と認めるときは、その利用時間を変更することができることとする。

ア 利用期間 市長が別に定める期間

イ 利用時間 午前 9 時から午後 3 時まで

ウ 使用料の額 1 日 1 回の入場につき 1,000 円

（２） 市長は、次のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができることとする。

ア 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。

イ 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。

ウ 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。

エ 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。

オ その他駐車場の管理上支障があると認めるとき。

（３） 次のいずれかに該当する場合においては、使用料を徴収しないこととする。

ア 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

イ 国又は地方公共団体がその業務を行うために使用する車両を駐車させるとき。

ウ その他市長が特に必要と認めるとき。

- (4) 既に納付された使用料について、利用者の責めによらない理由により芝浜駐車場を利用できないときは、その額の全部又は一部を還付することができることとする。
- (5) その他条文の整備を行う。

3 施行期日

公布の日

鴨川市営駐車場の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(新設)	<u>(駐車の拒否)</u> <u>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。</u> <u>(1) 駐車場の構造上車両を駐車させることができないとき。</u> <u>(2) 車両が引火性、発火性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。</u> <u>(3) 駐車場の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>(4) 他の車両の駐車を妨げ、又は駐車中の他の車両を損傷するおそれがあるとき。</u> <u>(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。</u>
<u>第5条～第7条 略</u> (車両の移動等)	<u>第6条～第8条 略</u> (車両の移動等)
<u>第8条</u> 市長は、 <u>第5条</u> の規定に違反して駐車している車両があるときは、利用者に対し、利用の中止及び車両の移動を命ずることができる。	<u>第9条</u> 市長は、 <u>第6条</u> の規定に違反して駐車している車両があるときは、利用者に対し、利用の中止及び車両の移動を命ずることができる。

第 12 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他占有者の責めによらない理由により駐車場を利用できないとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

第 13 条 略

別表（第 11 条関係）

駐車場の名称	金額
（新設）	
中央通り駐車場	<u>1 区画当たり 1 月 4,200 円</u>

第 14 条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、災害その他第 12 条第 2 項に規定する利用者若しくは占有者の責めによらない理由により駐車場を利用できないとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

第 15 条 略

別表（第 12 条関係）

駐車場の名称	金額
<u>芝浜駐車場</u>	<u>1 日 1 回の入場につき 1,000 円</u>
中央通り駐車場	<u>1 区画 1 月につき 4,200 円</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

1 提案理由

令和 8 年 3 月 31 日をもって南房総広域水道企業団を解散することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 2 条第 2 項の規定により令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することについて関係団体と合意したことから、解散の決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

議案第 40 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

1 提案理由

南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 5 条の規定により資産等の整理について関係団体と合意したことから、解散に伴う財産処分の決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

（1）南房総市に承継する財産（土地）

所在	登記簿面積
南房総市下滝田字寺原 249 番 2	668 m ²

（2）大多喜町に承継する財産（土地）

所在	登記簿面積
大多喜町上原字打越堀 1198 番 2	19 m ²
大多喜町上原字打越堀 1199 番 3	56 m ²
大多喜町上原字打越堀 1189 番 5	26.05 m ²
大多喜町上原字打越堀 1191 番 9	24.05 m ²
大多喜町西部田字川島 905 番 4	60 m ²

大多喜町西部田字川田 912 番 14	109 m ²
大多喜町西部田字竹ノ沢 798 番 2	66 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 543	265 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 544	149 m ²
大多喜町上原西部田柳原入会字沢山 11 番 545	4. 00 m ²

(3) 千葉県企業局に承継する財産

(1)及び(2)に掲げる財産以外の財産の全て

議案第 41 号

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について

1 提案理由

南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について、関係市町と協議するに当たり、南房総広域水道企業団規約（平成 2 年 8 月 1 日千葉県地指令第 7 号）第 14 条の規定により議決を求める。

2 内容

令和 7 年 1 月 27 日付けで、千葉県、千葉県企業局、館山市、茂原市、東金市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町（以下、館山市から鋸南町までを「関係市町村」という。）、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下、千葉県から南房総広域水道企業団までを「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結した。

これに伴い、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は、基本協定第 1 条の規定により千葉県企業局が九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を經營することについて関係団体と合意し、千葉県との調整が完了したことから、解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法についての決定を、それぞれ関係市町村の議決をもって行うものである。

（1）事務の承継

南房総広域水道企業団の事務は、千葉県企業局が承継する。

（2）決算の審査及び認定

南房総広域水道企業団の企業長が調製した決算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見を付けて千葉県の議会の認定に付すものとする。

議案第 42 号

令和 7 年度鴨川市一般会計補正予算（第 2 号）

1 提案理由

令和 7 年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第 2 号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により議決を求める。

2 内容

（1）歳入歳出補正

ア 歳入

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
14 使用料及び手数料	720, 890	2, 681	723, 571	駐車場使用料
15 国庫支出金	2, 196, 755	125, 320	2, 322, 075	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4, 954 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 115, 079 子ども・子育て支援交付金 3, 577 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 792 外
16 県支出金	1, 130, 560	9, 738	1, 140, 298	ＵＩＪターンによる起業・就業者創出事業補助金 6, 000 防犯力強化緊急支援事業補助金 455 千葉県子ども・子育て支援補助金 2, 920 千葉県孤立集落対策緊急支援補助金 200 外
18 寄附金	650, 000	67	650, 067	一般寄附金 44 教育費寄附金 23
19 繰入金	1, 489, 276	97, 917	1, 587, 193	財政調整基金繰入金 97, 617 天津・浜荻・清澄財産区繰入金 300
22 市債	1, 176, 950	39, 600	1, 216, 550	市道整備事業債 15, 800 急傾斜地崩壊対策事業債 2, 000 公園施設整備事業債 4, 000 防災行政無線施設整備事業債 17, 800
歳入合計	18, 804, 815	275, 323	19, 080, 138	

イ 歳出（目的別） (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,499,701	63,779	3,563,480
3 民生費	6,170,681	122,986	6,293,667
4 衛生費	2,140,606	400	2,141,006
6 農林水産業費	666,911	10,257	677,168
7 商工費	411,323	2,574	413,897
8 土木費	591,572	54,258	645,830
9 消防費	906,090	19,165	925,255
10 教育費	1,611,577	1,904	1,613,481
歳出合計	18,804,815	275,323	19,080,138

ウ 歳出（性質別） (単位 千円)

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,895,386	△1,626	3,893,760
扶助費	3,134,660	107,220	3,241,880
物件費	3,471,295	28,229	3,499,524
維持補修費	122,349	3,236	125,585
補助費等	1,991,985	63,423	2,055,408
積立金	821,652	24	821,676
投資的経費	906,924	74,817	981,741
普通建設事業費	892,574	74,817	967,391
補助事業費	204,879	1,000	205,879
単独事業費	635,257	71,567	706,824

その他	52,438	2,250	54,688
歳出合計	18,804,815	275,323	19,080,138

エ 主要事業

(単位 千円)

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県 支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-7	移住定住支援事業	8,300	6,000			2,300	・移住就業支援金 8,000 千円 移住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏からＵＩＪターンにより本市に転入し、就業等をした者に対し、支援金を交付する。
	民間路線バス維持 確保事業	43,939				43,939	・生活路線バス維持費補助金 43,939 千円 市民等の日常生活に必要な民間路線バスの維持確保を図るため、バス事業者に対し、補助金を交付する。
2-1-9	防犯対策事業	2,972	455			2,517	・防犯カメラ設置工事 914 千円 安心・安全なまちづくりを推進するため、犯罪抑止に有効な防犯カメラを整備する。
2-1-10	システム標準化事業	6,086				6,086	・消耗品費 416 千円 ・基幹系業務機器保守委託料 218 千円 ・帳票管理システム運用支援業務委託料 1,480 千円 ・基幹系業務機器リース料 3,972 千円 基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に伴い、当該システムに適合する基幹系業務端末の更新及び帳票印刷に関する機器等を導入する。

3-1-1	物価高騰対応重点 支援給付金支給事 業(不足額給付分)	115,079	115,079				・物価高騰対応重点支援給付金（不足額給付分） 107,220 千円 外 定額減税の実施に伴い、令和6年度に給付した物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）の支給額に不足が生じる者に対し、追加で給付を行う。
6-1-3	有害鳥獣対策事業	4,062				4,062	・地域おこし協力隊報償金 2,728 千円 ・地域おこし協力隊支援委託料 1,334 千円 有害鳥獣による農作物の被害増及び捕獲従事者の人員不足の状況を改善するため、現在の地域おこし協力隊の任期満了後も、引き続き新たな地域おこし協力隊を委嘱する。
6-3-2	水産業振興補助事業	1,870				1,870	・水産業施設等整備事業補助金 310 千円 円滑な水揚げ作業と安全性の確保に資するため、鴨川市漁業協同組合が行う水揚げ作業用フォークリフトの更新事業に対し補助する。
7-1-3	市営駐車場維持管理事業	2,000			2,000		・有料駐車場運営委託料 2,000 千円 前原海水浴場の開設期間中における市営芝浜駐車場の適正な管理運営を行うため、料金徴収、場内整理、場内清掃等の業務を委託する。
8-2-1	道路台帳整備事業	4,339				4,339	・道路台帳補正委託料 3,839 千円 市道の適正な維持管理を図るため、道路台帳の補正を行う。
8-2-3	市道整備事業	32,329		15,800		16,529	・設計委託料 5,196 千円 ・測量委託料 4,000 千円 ・登記委託料 400 千円

							・市道整備工事 22,733 千円 利便性及び安全性の向上のため、市道の拡幅改良及び側溝、舗装等の整備を実施する。
8-3-2	河川維持補修事業	8,300				8,300	・維持補修工事 8,300 千円 良好な河川機能を確保するため、普通河川葛川の護岸補修工事を実施する。
8-3-3	急傾斜地崩壊対策事業	2,250		2,000		250	・県営急傾斜地崩壊対策事業負担金 2,250 千円 千葉県が実施する急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害防止工事の円滑な実施を図るため、事業費の一部を負担する。
8-4-4	公園維持管理事業	5,331		4,000		1,331	・公園遊具更新工事 4,475 千円 施設の安全性及び機能性を確保するため、鴨川潮さい公園（児童公園）の遊具更新工事を実施する。
8-5-1	住宅・建築物耐震改修等事業	1,660	620			1,040	・耐震診断補助金 160 千円 ・耐震改修等補助金 1,500 千円 建築物の安全性に対する市民意識の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、鴨川市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事、危険ブロック塀等安全対策に要する経費を補助する。
9-1-4	防災情報伝達事業	17,862		17,800		62	・防災行政無線屋外拡声子局等更新工事 17,862 千円 防災行政無線で発信する防災情報を確実に伝達するため、市内 6 か所の再送信子局のうち、経年劣化により性能が低下している清澄山局を更新する。
10-3-1	中学校施設改修事業	957				957	・鴨川中学校空調設備更新工事設計委託料 957 千円 教職員の労働環境の改善を図るため、不具合が生じている

							鴨川中学校学年職員室の空調設備を更新することとし、その設計業務を行う。
10-6-1	市民スポーツ振興事業	309				309	・スポーツ少年団育成補助金 229 千円 スポーツによる青少年の心身の健全な育成を図るため、鴨川市スポーツ少年団に対し、スポーツ少年団の登録及び指導者資格の取得に係る経費を補助する。 ・全国及び国際スポーツ大会出場奨励金 80 千円 青少年のスポーツ活動の促進及び本市のスポーツの振興に寄与するため、全国及び国際スポーツ大会に出場する市内在住の小中学生及び高校生等に奨励金を交付する。

(2) 債務負担行為補正

ア 追加

(単位 千円)

事項	期間	限度額	説明
総合保健福祉会館等ＬＥＤ照明リース料	自 令和７年度 至 令和１７年度	333,991	脱炭素化の推進及び電気料の縮減を図るため、総合保健福祉会館等の照明をＬＥＤ照明に変更し、令和８年度から１０年間にわたりリースにより使用する。 ※対象施設 総合保健福祉会館、天津小湊支所、コミュニティセンター小湊、天津小湊保健福祉センター、福祉センター、認定こども園、旧東条幼稚園、総合交流ターミナル、地域資源総合管理施設、市営漁港、里山オフィス、市立公園、市営住宅金東団地、小学校、中学校、学校給食センター、大山公民館、図書館、郷土資料館、文化財センター、小湊スポーツ館、総合運動施設、道路照明（農道、市道、橋梁）

L E D防犯灯リース料	自 令和7年度 至 令和18年度	228,170	脱炭素化の推進及び電気料の縮減を図るため、防犯灯の照明をL E D照明に変更し、令和9年度から10年間にわたりリースにより使用する。
--------------	---------------------	---------	--

(3) 地方債補正

ア 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	説明
急傾斜地崩壊対策事業	2,000	県営急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金の追加に伴い、限度額を追加する。
公園施設整備事業	4,000	鴨川潮さい公園(児童公園)の遊具更新工事費の追加に伴い、限度額を追加する。
防災行政無線施設整備事業	17,800	清澄山再送信子局更新工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

イ 変更

(単位 千円)

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
市道整備事業	26,500	42,300	市道小湊中学校前線外道路改良工事費、市道南板屋線外側溝整備工事費及び市道山手1号線排水整備工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

報告第 5 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に係る繰越明許費について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

報告第 6 号

令和 6 年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市一般会計予算に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越し（事故繰越し）について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

報告第 7 号

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

報告第 8 号

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書について

1 報告理由

令和 6 年度鴨川市病院事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

(資料 2)

報告第 9 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

1 報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について 平成 17 年 2 月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

2 内容

（1） 事故の概要

令和 7 年 3 月 25 日午前 10 時 25 分頃、鴨川市広場 928 番 8 において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）がごみ集積場所に向かって後進中、相手方所有のポールに接触し、同ポールを損傷させたもの。

（2） 損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（3） 損害額 ポール損傷 148,500 円

（4） 過失割合 市 100%

（5） 損害賠償額 148,500 円

（6） 和解条件 市から相手方に対する損害賠償金 148,500 円をもって和解する。

3 専決処分日

令和 7 年 5 月 12 日